

別表 1 (第 2 条関係)

区 分		日帰りの場合 (1日につき)		
		旅行が行程 8 キロメートル以上 16 キロメートル未満の場合 又は、引き続き 5 時間以上 8 時間未満の場合	旅行が行程 16 キロメートル以上の場合 又は、引き続き 8 時間以上の場合	旅行が在勤地以外で 行程 25 キロメートル以上の場合
工事等の現場 監督、 検査等 に従事 する者	一般職員俸 給表 (一) 4 級以上	円 5 9 0	円 9 0 0	円 1, 1 9 0
	一般職員俸 給表 (一) の 3 級以下	円 5 3 0	円 7 9 0	円 1, 0 5 0

区 分		宿泊する場合 (1夜につき)					
		公用の宿泊施設その他 これに準ずる宿泊施設 に宿泊する場合		下宿その他 これに準 ずる宿 泊施設 に宿 泊 する場 合	旅館に宿泊する場合		
					30 日未満 の期間に ついて	30 日以上 60 日未満 の期間に ついて	60 日以上 の期間に ついて
工事等の現場 監督、 検査等 に従事 する者	一般職員俸 給表 (一) の 4 級以上	円 3, 1 4 0	円 5, 8 7 0	円 4, 4 0 0	円 9, 1 9 0	円 8, 2 6 0	円 7, 3 5 0
	一般職員俸 給表 (一) の 3 級以下	円 2, 5 7 0	円 4, 7 6 0	円 4, 0 7 0	円 7, 4 1 0	円 6, 6 7 0	円 5, 9 3 0

別表 2 (第 3 条関係)

日帰りの場合 (1 日につき)		宿泊する場合 (1 夜につき)			
旅行が行程 8 キロメートル 以上 16 キロメー トル未満の場 合 又は引き続 き 5 時間以上 8 時間未満 の場合	旅行が行程 16 キロメートル 以上の場 合又 は引き続 き 8 時間以上 の場合	公用の宿泊施設その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合		上記以外の施設を利用する場合	
		国が主として職員の研修等に伴う宿泊の用に供している施設を利用する場合			
		宿泊料を徴収しない場合	宿泊料を徴収する場合	宿泊料を徴収しない場合	宿泊料を徴収する場合
円	円	円	円	円	円
420	620	2,080	2,800	2,080	3,800

宿泊する場合 (1 夜につき)			
下宿その他これに準ずる宿泊施設に宿泊する場合	旅館に宿泊する場合		
	30 日未満の期間について	30 日以上 60 日未満の期間について	60 日以上の期間について
円	円	円	円
3,260	5,910	5,310	4,720